

公益財団法人内村チカ育英財団奨学生募集要綱

本財団は、熊本県に所在する大学・高等専門学校・看護専門学校・高校に在学し健康で、学業、人物とも優秀であって将来社会に貢献し得る人物を育成することを目的として、奨学金の支給制度を設けております。

本財団から学資の支給を受ける学生・生徒を「育英奨学生」といい、支給される学資を「育英奨学金」といいます。育英奨学生は育英奨学金の支給を志願する者の中から選考によって採用されます。

1. 募集方法

令和5年4月に熊本県の大学・高等専門学校・看護専門学校・高校にこの募集要綱を配布して募集します。

2. 募集人員

大学奨学生 15名（高等専門学校の第4学年以上に在学する学生を含む。

但し、大学院生は対象外とする。）

高校奨学生 20名（高等専門学校の第3学年までに在学する学生を含む。）

看護専門奨学生 看護学科に在学する学生は大学奨学生15名を含む。**(専攻科)**

准看護学科に在学する学生は高校奨学生20名を含む。**(本科看護科)**

3. 育英奨学生の心得

学業成績が不振であったり、学校内外の規律を乱したり、財団が行う奨学生の指導などに育英奨学生として適当でないと認められたときは、奨学金の支給が打ち切られます。

4. 志願者の資格

志願者の資格は大学・高等専門学校・看護専門学校・高校に在学し次の各項に該当する者としてします。

① 志願者と生計を共にしている家族で主たる生計を維持しているものが熊本県に居住していること。

② 学校教育法による大学・高等専門学校・看護専門学校・高校に在学していて人物・学業ともに優秀であること。

③ 他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給付を受けていない、または受ける予定がない者。（貸与型との併願は可）

ただし、文部科学省による「高等教育の修学支援新制度」ならびに「高等学校等就学支援金制度」の活用はこの限りではありません。

5. 育英奨学金

区 分	支 給 月 額
大学奨学生	30,000 円
看護専門奨学生（看護学科）	30,000 円
高校奨学生	20,000 円
看護専門奨学生（准看護学科）	20,000 円